



沖縄市告示第 148 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月30日

沖縄市長 桑 江 朝千夫



1 都市計画の種類

- (1) 中部広域都市計画道路の変更 3・5・沖16号 中の町2号線
- (2) 中部広域都市計画道路の変更 3・4・沖15号 上地線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 上地一丁目
- (2) 上地一丁目

3 都市計画の縦覧場所

沖縄市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当